

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第25期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社旅工房

【英訳名】 TABIKOBO Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 高山 泰 仁

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部長 岩 田 静 絵

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部長 岩 田 静 絵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社旅工房大阪支店
(大阪府大阪市中央区南船場三丁目12番12号)

株式会社旅工房名古屋支店
(愛知県名古屋市中区大須三丁目30番60号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	20,837,936	21,697,624	22,526,272	24,257,620	29,304,457
経常利益 (千円)	122,300	226,681	300,443	69,636	333,894
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	92,600	135,326	192,091	39,028	203,879
包括利益 (千円)	101,215	103,173	206,459	46,163	213,239
純資産額 (千円)	164,898	268,072	474,531	1,193,712	1,407,384
総資産額 (千円)	2,818,828	2,777,072	2,850,886	4,178,717	6,903,655
1株当たり純資産額 (円)	45.81	74.46	131.81	255.72	299.16
1株当たり当期純利益 (円)	25.72	37.59	53.36	8.53	43.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	8.22	42.16
自己資本比率 (%)	5.8	9.7	16.6	28.6	20.3
自己資本利益率 (%)	81.0	62.5	51.7	4.7	15.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	110.4	51.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	463,518	28,862	147,215	589,151	1,817,292
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	130,910	133,939	119,440	70,342	281,105
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	93,283	141,939	31,080	645,467	15,765
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,555,710	1,248,619	955,050	2,117,873	3,638,155
従業員数 〔ほか、平均臨時 従業員数〕 (名)	244 〔88〕	267 〔86〕	293 〔86〕	321 〔82〕	362 〔91〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株是非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。また、当社は2017年4月18日に東京証券取引所マザーズへ上場しましたため、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第24期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第21期から第23期の株価収益率は、当社株是非上場であったため記載しておりません。

4. 当社は、2016年2月16日付で普通株式1株につき10株の割合で、2016年12月10日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月
売上高 (千円)	20,825,238	21,680,453	22,511,964	24,221,943	29,085,116
経常利益 (千円)	108,936	219,686	282,701	57,346	324,876
当期純利益 (千円)	82,388	130,892	181,028	32,103	202,262
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000	426,526	426,942
発行済株式総数 (株)	1,800	18,000	1,800,000	4,668,000	4,683,400
純資産額 (千円)	112,640	215,946	411,435	1,127,245	1,331,120
総資産額 (千円)	2,776,676	2,744,414	2,801,991	4,119,542	6,784,816
1株当たり純資産額 (円)	31.29	59.99	114.29	241.49	284.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	22.89	36.36	50.29	7.02	43.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	6.76	41.82
自己資本比率 (%)	4.1	7.9	14.7	27.4	19.6
自己資本利益率 (%)	116.8	79.7	57.7	4.2	16.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	134.2	51.5
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 従業員数〕 (名)	241 〔88〕	262 〔86〕	287 〔85〕	312 〔75〕	308 〔85〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	236.4 (95.0)
最高株価 (円)	-	-	-	1,496	2,227
最低株価 (円)	-	-	-	769	881

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。また、当社は2017年4月18日に東京証券取引所マザーズへ上場しましたため、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第24期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第21期から第23期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

4. 当社は、2016年2月16日付で普通株式1株につき10株の割合で、2016年12月10日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。ただし、当社株式は、2017年4月18日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

6. 第21期から第23期の株主総利回り及び比較指標は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、1994年4月に、旅行会社へ航空券、ホテル、パッケージツアー等の旅行商品の卸売りをを行うことを目的として設立され、その後、一般消費者向けの旅行商品販売に業態変更を行い、現在に至っております。

当社の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
1994年4月	海外航空券、海外宿泊券の販売を目的として、東京都豊島区池袋に株式会社施工房設立(資本金1,000万円)
1994年4月	一般旅行代理店業登録(登録第9230号)
1996年11月	資本金を1,500万円へ増資
1997年6月	旅行業法に基づく第3種旅行業登録(東京都知事登録旅行業3-4251号)
1998年9月	オンラインでの海外旅行商品販売を開始
2002年1月	本社を東京都豊島区西池袋へ移転
2002年7月	資本金を5,000万円へ増資
2003年5月	旅行に係る公正競争規約の制定・運用を行う旅行業公正取引協議会へ加入
2003年5月	一般社団法人日本旅行業協会(JATA)へ加入
2003年9月	旅行業法に基づく第1種旅行業登録(国土交通大臣(現 観光庁長官)登録旅行業第1683号)
2003年10月	仙台支店を宮城県仙台市青葉区に設置
2004年8月	各国の航空会社で組織される国際的な民間団体である国際航空運送協会(IATA)より公認代理店の認可を取得
2004年11月	国内旅行の取り扱いを開始
2005年6月	資本金を6,000万円へ増資
2006年6月	大阪支店を大阪府吹田市に設置
2006年8月	名古屋支店を愛知県名古屋市中区に設置
2007年11月	福岡支店を福岡県福岡市中央区に設置
2008年11月	札幌支店を北海道札幌市中央区に設置
2010年2月	資本金を9,000万円へ増資
2010年9月	ALOHA 7, INC.の第三者割当増資引受により子会社化(現・連結子会社)
2013年3月	ALOHA 7, INC.の全株式を取得し完全子会社化
2013年10月	本社を東京都豊島区東池袋へ移転
2015年5月	大阪支店を大阪府大阪市中央区へ移転
2016年2月	仙台支店を閉鎖
2016年2月	オンライン上で航空券と宿泊施設を自由に組み合わせて予約ができる「ダイナミック・パッケージサービス」を本格開始
2016年12月	Tabikobo Vietnam Co. Ltd.をベトナム社会主義共和国ホーチミン市に設立(現・連結子会社)
2017年4月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2018年8月	PT. Ramayana Tabikobo Travelの株式を取得し子会社化(現・連結子会社)

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と当社の連結子会社3社(ALOHA 7, INC.、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travel)の計4社によって構成されています。

当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。また、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

連結子会社のALOHA 7, INC.は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.は、ベトナムにおいて主に現地企業向けのコンサルティング事業を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travelは、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っております。

当社グループは、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

(個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプションツアー、海外旅行保険等の手配を行っております。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

(1) インターネットでの顧客獲得

当社グループでは、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

(2) 「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社グループではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社グループでは、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社グループではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

(3) 24時間対応のオンライン予約システム

当社グループは、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオンライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となっており、曜日や時間を問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

(4) 方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等の方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っています。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っています。現在は、海外の企業や団体等による業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

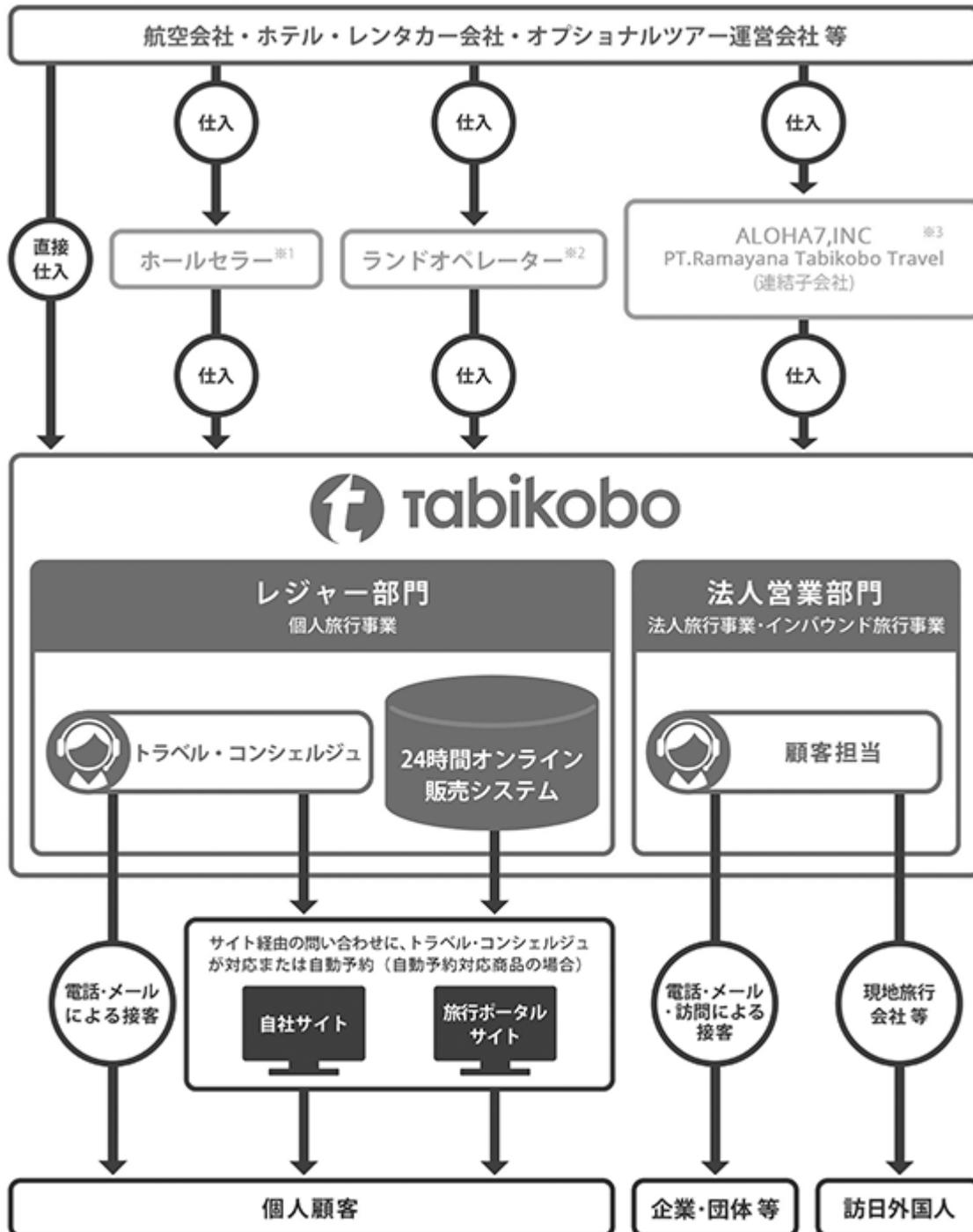
これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりとなります。

	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
個人旅行事業 (千円)	17,719,934	17,750,310	17,466,406	17,732,877	20,849,723
法人旅行事業 (千円)	3,593,707	3,904,111	4,361,379	5,590,042	7,120,798
インバウンド旅行 事業(千円)	345,903	457,282	660,805	847,198	1,025,068
合計(千円)	21,659,545	22,111,704	22,488,591	24,170,117	28,995,589

(注)旅行取扱額は、当社と当社の連結子会社以外の他の旅行会社が主催し当社グループが代理販売する旅行商品(以下、「他社主催旅行」という。)の販売額を含めた顧客への販売総額をいいます。なお、売上高の算出においては、当社グループが他社主催旅行の販売によって当該他の旅行会社から収受する販売手数料部分のみを計上する一方、保険販売手数料等の旅行商品以外の収入を含めて計上しております。

事業系統図に示すと以下のとおりであります。

[事業系統図]



※1 航空券、ホテル、パッケージツアー等の卸売りを行う業者

※2 現地のホテルや交通手段等の手配を行う業者

※3 当社は連結子会社のALOHA 7, INC.とPT. Ramayana Tabikobo Travelとの間で旅行商品の仕入取引を行っております。

※4 連結子会社のTabikobo Vietnam Co. Ltd.は主にコンサルティング事業を行っておりますが、金額的重要性が乏しいことから系統図における記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容	
					役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
(連結子会社) ALOHA 7, INC.	Honolulu, Hawaii, U.S.A.	102.5千USD	旅行業	100.0	1	当社への旅行商品等の販売
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	Ho Chi Minh City, Vietnam	30千USD	コンサルティング業	100.0	1	取引関係はございません
PT. Ramayana Tabikobo Travel	Bali, Indonesia	2,500,000千IDR	旅行業	67.0	1	当社への旅行商品等の販売

(注) 役員の兼任等には、当社の従業員が関係会社の役員を兼任している人数を含んでおります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
レジャー部門	198 (70)
法人営業部門	67 (2)
コーポレート部門	20 (9)
マーケティング・システム部門	21 (4)
グローバル・アライアンス部門	2
ALOHA 7, INC.	6 (5)
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	8 (1)
PT. Ramayana Tabikobo Travel	40
合計	362 (91)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 当社グループは単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
5. 前連結会計年度末に比べ従業員数が41名増加しております。主な理由は、2018年8月24日付でPT. Ramayana Tabikobo Travelを子会社化したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
308 (85)	30.8	4.6	4,183

事業部門の名称	従業員数(名)
レジヤ部門	198 (70)
法人営業部門	67 (2)
コーポレート部門	20 (9)
マーケティング・システム部門	21 (4)
グローバル・アライアンス部門	2
合計	308 (85)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4. 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は存在しませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものです。

(1)経営方針

当社グループは、「国際交流の発展及び世界平和に貢献することと同時に、全従業員及び関係者の物心両面の充足と幸福を追求する」ことを経営理念として掲げております。旅行業を通じて国際間における人的交流の促進に寄与することが、我が国と諸外国間における国際交流の発展につながり、ひいては世界平和の実現に貢献できるとの理念のもと、当社グループの事業を推進してまいります。

また、持続的な事業の発展と公正な利益分配を通じて、株主の皆様、従業員、旅行者、取引先といった全てのステークホルダーの物心両面の充足と幸福実現を追求してまいります。

(2)目標とする経営指標

当社グループでは、事業規模拡大の観点から、売上高及び売上総利益の額とそれらの成長率を重要な経営指標と位置付けております。また、事業の収益性と企業価値の向上を目指すべく、営業利益、経常利益及び1株当たり当期純利益の額とそれらの成長率についても重要な経営指標と認識しております。

(3)中長期的な経営戦略

当社グループの主力事業である個人旅行事業においては、オンライン販売の利点と「トラベル・コンシェルジュ」による柔軟な対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」により事業を拡大させてまいりました。

今後も「ハイブリッド戦略」を拡大・深化させることが国内及び海外の個人旅行市場におけるシェア拡大につながるという考え方から、システム投資によりオンライン販売システムの利便性を高めつつ、商品企画の強化や人材の採用・教育の強化を通じて、旅行商品の充実と「トラベル・コンシェルジュ」による付加価値の高い商品提案を実現させてまいります。あわせて、認知度向上によるさらなる顧客基盤の拡大を目指して、様々なマーケティング施策を積極的に実施してまいります。

また、事業ポートフォリオの多様化を図るべく、法人旅行事業とインバウンド旅行事業についても、引き続き強化してまいります。

(4)経営環境及び対処すべき課題

今後、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。一方で、東京オリンピック・パラリンピックの開催や海外からの訪日客の増大によって、海外から国内へのいわゆるインバウンド市場の成長が期待されるほか、ASEAN諸国をはじめとする新興国の経済発展に伴って日本国外における旅行需要の増大が見込まれております。さらには、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、いままでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。

そのような状況の中、当社グループは以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

旅行会社における商品企画力は、製造業における研究開発と同様、お客様に対して価値を提供するための重要な能力です。旅行市場が右肩上がりに成長している間は、航空券や宿泊施設を大量で安価に仕入れ数多く手配する能力が競争における主要な差別化の要素でしたが、今後、オンライン化が進み事業者の旅行の手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社グループは、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってまいりましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取り組みを強化して、企画力の向上を図ってまいります。

(トラベル・コンシェルジュ教育)

オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社グループの特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていく

と考えており、高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社グループの課題であると認識しております。

当社グループでは、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を専門に行う「教育セクション」を設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。また、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、「トラベル・コンシェルジュ」として必要な知識のみならず、より実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。これらの活動を通じて、オンライン完結型では困難な「人の温かみ」と「柔軟性」、すなわち人間によるヒアリングや旅行提案という価値をさらに高めていくために、「トラベル・コンシェルジュ」の教育の強化を進めていきます。

（システム強化）

株式会社JTB総合研究所の調査によれば、旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、2017年には61.7%を占めております（2018年7月 株式会社JTB総合研究所「JTB REPORT 2018」）。スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。当社グループでの旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社グループの対象マーケットは拡大し、当社グループの今後の成長に寄与することが見込まれます。当社グループでは、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

（マーケティングの進化）

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。当社グループでは今後のマーケティングの進化を課題と位置づけ、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索してまいります。

（ブランド認知度の向上）

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社グループの認知度はまだまだ低いものと思われれます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社グループの認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えています。当社グループのブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

（海外市場の開拓）

今後、国内の人口減少が進む一方で、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加が見込まれています。かかる環境の変化をみすえて、当社グループでは訪日外国人のインバウンド旅行対応強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けております。当社グループでは訪日外国人のインバウンド旅行事業をすでに進めており、また成長著しいASEAN市場の旅行需要に対応すべく、先行地域としてインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦略拠点となる現地法人をベトナムに設立しております。今後も、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得のため、東南アジアの新興国を中心に海外における販売拠点を設けて、現地での旅行市場の開拓を推進してまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社グループの外的要因による事項もあり、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記

載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 旅行市場について

観光庁の調査によりますと2015年の日本の旅行消費額は国内旅行20.8兆円、訪日外国人旅行が3.3兆円、海外旅行市場が4.2兆円となっており、合計で28.3兆円であります(2017年3月 観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究(2015年版)」)。また、国土交通省によりますと、2017年の世界全体の国際観光客到着数は前年より8,300万人増の13.2億人と8年連続の増加となっております(2018年6月 国土交通省「平成30年版観光白書」)。

このように、当社グループは、日本国内及び急速に成長するアジアをはじめとする世界の旅行市場は、今後も中長期的に拡大していくものと想定しております。しかしながら、世界的な感染症の発生・蔓延、天候の変動、テロや戦争等の世界情勢の変化及び景気の悪化等により社会的に消費者の旅行に対する意欲が減退した場合、自然災害や事故等により観光インフラへの被害が起きた場合、並びに急激な為替相場変動による世界経済の混乱が発生した場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 電子商取引の普及について

日本と世界における電子商取引は、スマートフォンやタブレット型端末等の新たな情報機器の普及や先進国のみならず新興国での通信環境の向上等に伴って、今後も市場規模が拡大し発展するものと考えております。なかでも旅行サービスの電子商取引の市場規模は、我が国において2017年に3兆3,724億円、2018年に3兆7,186億円(前年比10.27%増)と拡大傾向にあり、サービス系分野の電子商取引において最大の市場規模を有しております(2019年5月 経済産業省「平成30年度電子商取引に関する市場調査」)。

当社グループは、今後も旅行サービスにおける電子商取引の拡大が継続し、インターネット販売比率が高まっていくものと見込んでおります。当社グループでの旅行商品の取扱いはインターネット販売が中心であることから、電子商取引の拡大が当社グループの今後の成長に寄与することが見込まれます。しかしながら、電子商取引に関する新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりにインターネットによる旅行販売の普及が進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合他社の影響について

当社グループの旅行事業は、旅行事業を営む国内外の企業と競合関係にあります。また、これまで旅行事業を行っていなかった企業や新興のベンチャー企業が、新規事業として業界の通例にない技術やビジネスモデルを用いて旅行業界に参入する可能性があります。

また、一般個人が旅行者に宿泊施設を提供するといった消費者同士が直接取引を行う「C to C」の仕組みのように、従来の旅行業界の枠組みを離れた動きもみられます。こうした競争が当社の想定している以上に激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) インターネットによる直販化について

当社グループは航空会社から航空券を、宿泊施設から滞在サービスを、また現地のオプションツアー催行会社等から現地発着ツアーやアクティビティ等をそれぞれ仕入れて販売しておりますが、近年のインターネットの発達に伴い、航空会社、宿泊施設やオプションツアー催行会社等が消費者に直接販売する例が増えてきています。これらの旅行商品を旅行者自らが組み合わせて旅行することも可能ですが、当社グループは旅行会社として、旅行商品の大量仕入によるコスト競争力や、個々の旅行商品の特長や現地事情に応じて旅行商品を組み合わせることでより充実したツアーを企画する等、直接販売では提供できない付加価値を提供して今後も売上及び利益の成長を図ってまいります。しかしながらこのような旅行商品の直販化の進展に伴い、直販商品の購入を愛好する旅行者が増えた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 航空会社について

当社グループは日本発着の海外旅行を中心に取扱っていることから航空機による移動が不可欠であるところ、航空会社は採算を勘案し、航空便を減便もしくは廃止することがあります。当社の取り扱う旅行方面で航空便が減便もしくは廃止されると、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、日本を訪問する外国人が増加すると、外国人の渡航のために座席が割り当てられるため、結果として海外に渡航する日本人のための座席の割り当てが減少する可能性があります。これにより当社の主要ターゲットである日本人の海外旅行(アウトバウンド)に制限が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

以上のほか、当社グループは、航空券を販売する際に航空会社からコミッションを受け取る場合があります、それを収益の一部として計上しています。航空会社がコミッションを減額もしくは廃止する場合、それが当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 燃油特別付加運賃の変動について

当社グループは旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主力事業としており、海外旅行では原油価格の変動に伴い、航空会社に対して航空運賃に加えて燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)の支払いが必要となる場合があります。この燃油特別付加運賃はお客様にご負担いただくものであるため、原油価格の変動の結果、燃油特別付加運賃の著しい上昇に伴って旅行需要が停滞した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの売上高は燃油特別付加運賃を含む金額であることから、燃油特別付加運賃の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害について

当社グループのサービス提供は主にインターネット環境において行われております。そのため、当社グループはサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピューターウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

しかしながら、あらゆる可能性を想定して対策を施すことは困難であり、当社グループの想定しないシステム障害やサービスの妨害行為等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報保護について

当社グループは、当社グループのサービスを提供するに当たり、顧客の個人情報(氏名、メールアドレス、生年月日、性別、住所、電話番号等)を取得し、サーバに記録しております。これらの個人情報の管理は、当社グループにとって重要な責務と考え、顧客に安心かつ快適にサービスを利用してもらうため、顧客のプライバシーとその保護について当社グループは経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報を慎重に取扱うとともに、個人情報を保護するためのさまざまなシステム及び手続きを導入しております。

しかしながら、これらの情報が何らかの理由によって外部に流出した結果、当社グループの信用力の低下を招いた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 割引運賃を利用した航空券の取扱いについて

一部の航空会社では、普通運賃のほかに、普通運賃よりも低価格の料金体系による航空券を各種設定しており、当社が顧客から得る取扱手数料は航空券により異なっております。当社はこれらの普通運賃より低価格な料金体系による各種割引航空券を取扱うことにより収益性の向上を図っております。ただし、各航空会社の方針変更等により、これら割引航空券の流通量が著しく減少し、当社が十分に確保できない場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 法的規制について

当社グループの運営している旅行事業は旅行業法第2条に定める旅行業に該当し、当社は第1種旅行業者として登録し、5年毎の更新が義務付けられています。当社が旅行業法で定める登録拒否事由に該当して更新を行うことができない場合又は旅行業法上の登録取消し事由に該当し登録取消処分等を受けた場合は、営業の停止等を命じられる可能性があります。当社には、現時点において登録拒否事由や取消し事由に該当する事実はないと認識しておりますが、何らかの理由によりこれらの事由が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社の旅行業に関する登録内容は次のとおりです。

登録区分	登録番号	有効期間	登録行政庁	取消事由
第1種旅行業	第1683号	2020年6月23日	観光庁	旅行業法第19条

また、当社グループは、旅行業法以外にも、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、特定商取引に関する法律等による法的規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、万一、これら法令に違反する行為が行われた場合、あるいは当社グループ事業に関わる法令等による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無にかかわらず、当社グループが扱う航空券やツアーにおいてトラブルが生じ、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 代表者への依存について

当社の代表取締役である高山泰仁は、当社の創業時のメンバーであり、当社の経営方針や経営戦略の決定等、事業活動において重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、特定の個人に過度に依存することがないよう、合議制による経営意思決定や権限移譲の推進、経営人材の育成のための教育などを行っておりますが、現時点において同人が何らかの理由により経営者としての業務を執行できなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 為替リスクについて

当社グループは旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主力事業としており、旅行代金の決済に際し外貨建の取引を行っていることから為替変動リスクに晒されております。そのため、為替予約等により為替変動リスクの軽減に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、在外連結子会社の財務諸表を円貨換算しており、為替変動により期間損益の円貨換算額が増減するリスクが存在します。これらの為替変動リスクは、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、円高となった場合、売上原価のうち外貨建ての部分について円貨換算後の売上原価が減少し売上総利益が増加いたします。また、円高となった場合、仕入価格の減少等で旅行代金が値下がりし海外旅行の申込みが増加する傾向があることから、当社グループの業績改善につながる可能性があります。反対に、円安となった場合は円貨換算後の売上原価が増加し売上総利益は減少するとともに、旅行代金が値上がりして海外旅行の申込みが低調となる傾向にあることから、当社グループの業績にマイナスの影響が生じる可能性があります。さらに、当社グループの連結財務諸表の数値につきましては、円高となった場合は在外連結子会社の円貨換算後の財務諸表数値が

減少し、反対に円安となった場合は増加する形で影響が生じます。

(14) 配当政策について

当社は、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を重要な課題と考え、これまで金銭による配当を実施したことはありません。今後の株主への配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

(15) 業績の季節変動について

当社グループでは売上高の計上基準として出発日基準を採用しており、旅行商品の売上はお客様が旅行に出発された日が帰属する月に計上されます。旅行商品については、個人のお客様のご旅行の出発時期が、長期休暇を比較的取得しやすい7月から9月の夏休み期間に集中する傾向にあります。そこで、当社グループの売上高及び利益についても7月から9月に増加し、その他の期間については売上高及び利益が減少する傾向があることから、四半期連結会計期間において営業損益が損失となる場合があります。

なお、当社グループの第25期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の各四半期連結会計期間の売上高及び営業損益は以下のとおりであります。

第25期 連結会計年度	第1四半期 連結会計期間 自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	第2四半期 連結会計期間 自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	第3四半期 連結会計期間 自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	第4四半期 連結会計期間 自 2019年1月1日 至 2019年3月31日
売上高 (千円)	5,567,793	8,968,027	7,052,915	7,715,721
営業利益又は 営業損失() (千円)	94,985	283,214	68,480	66,393

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(16) IATA公認代理店契約について

当社は、2004年8月に、各国の航空会社で組織される国際的な民間団体であるIATA (International Air Transport Association: 国際航空運送協会)より公認旅客代理店(IATA PASSENGER SALES AGENT)としての認可を受け、IATAとの間でIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTを締結しております。IATAの公認代理店としての認可を受けることにより、当社は自社で国際線航空券の発券を行うことが可能となっております。

IATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTは公認代理店としての認可が取り消されるまで有効とされており、当社には現時点において認可の取消しに至るようなIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTや関連する諸規則及び決議の違反に該当する事実はないと認識しておりますが、何らかの理由により認可取消しとなった場合には、当社の旅行者としての信用が毀損され、また航空券を自社発券できないことで取引条件が悪化する結果、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済減速の影響を受けて輸出や生産の一部に弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、全体としては緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

旅行業界におきましては、2018年4月から2019年3月における日本人出国者数が前年同期比7.1%増の1,924万人^{*}となり、航空座席数の増加等を背景に12か月連続のプラス成長と堅調に推移しております。また、訪日外客数は前年同期比6.2%増の3,162万人^{*}と、夏から秋にかけての自然災害の影響を受けた訪日需要の落ち込みから順調に回復し、好調な伸びを示しております。

このような情勢のもと、当社グループでは、ゴールデンウィーク特集や夏のビーチリゾート特集、サマーセールといった各種施策により個人旅行需要の取込みに努めたほか、航空会社とのタイアップによるSNSを利用したキャンペーンの実施や各種イベントへの出展等、認知度の向上にも取り組みました。韓国及び台湾をはじめとしたアジア方面につきましては、オンライン予約システムの機能強化により送客数が前年を上回り、好調に推移いたしました。引続き欧州方面の需要取込みが好調であることに加え、オセアニア方面も専門部署の設置による販売強化が奏功

し、好調に推移いたしました。

法人旅行事業につきましても引続き営業体制の強化に取組み、企業の業務渡航や団体旅行、MICE案件の受注が順調に推移いたしました。また、インバウンド旅行事業の強化と海外における三国間旅行需要の獲得に向けた新たな拠点として、2018年8月24日にインドネシア共和国の旅行会社であるPT. Ramayana Tabikobo Travel (PT. Palm Mas Dewata Tour & Travel より2018年7月5日付にて会社名変更済み)の株式の67%を取得し、子会社化いたしました。

* 2019年4月 日本政府観光局(JNTO)「平成31年 訪日外客数・出国日本人数」

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

	前期(千円)	当期(千円)	増減額(千円)	増減率(%)
売上高	24,257,620	29,304,457	5,046,836	20.8
営業利益	81,974	323,102	241,127	294.1
経常利益	69,636	333,894	264,257	379.5
当期純利益	39,028	209,334	170,306	436.4
親会社株主に帰属する当期純利益	39,028	203,879	164,851	422.4

なおセグメントの業績については、当社は単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

財政状態については、次のとおりであります。

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ2,724,938千円増加し、6,903,655千円となりました。当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べ2,511,266千円増加し、5,496,271千円となりました。当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末と比べ213,672千円増加し、1,407,384千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、3,638,155千円と前連結会計年度末比1,520,282千円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益327,157千円の計上に加え、旅行前受金の増加2,047,150千円、仕入債務の増加312,789千円等の増加要因がある一方、旅行前払金の増加537,965千円等の減少要因から、1,817,292千円の収入(前連結会計年度は589,151千円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出196,884千円、敷金の差入による支出21,766千円等により、281,105千円の支出(前連結会計年度は70,342千円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出14,376千円、長期借入金の返済による支出2,060千円等の減少要因がある一方、ストックオプションの行使による収入831千円等の増加要因から、15,765千円の支出(前連結会計年度は645,467千円の収入)となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、生産実績は該当がありません。

b. 受注実績

当社グループでは、受注から役務提供期間までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
旅行業	29,304,457	20.8

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成にあたって、貸倒引当金、賞与引当金、繰延税金資産、資産除去債務等の計上について見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は6,053,290千円と、前連結会計年度末比2,493,954千円増加しました。これは主に、現金及び預金が前連結会計年度末比1,525,782千円、旅行前払金が前連結会計年度末比539,103千円、受取手形及び売掛金が前連結会計年度末比419,048千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は850,364千円と、前連結会計年度末比230,983千円増加しました。これは主に、無形固定資産が前連結会計年度末比116,828千円、投資その他の資産(その他)が前連結会計年度末比65,945千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は5,426,455千円と、前連結会計年度末比2,514,092千円増加しました。これは主に、旅行前受金が前連結会計年度末比2,054,218千円、買掛金が前連結会計年度末比319,060千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は69,815千円と、前連結会計年度末比2,826千円減少しました。これは主に、リース債務が前連結会計年度末比5,503千円減少した一方で、資産除去債務が前連結会計年度末比3,458千円増加したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,407,384千円と、前連結会計年度末比213,672千円増加しました。これは主に、利益剰余金が前連結会計年度末比203,879千円、非支配株主持分が前連結会計年度末比6,323千円増加したことによるものです。

b. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、29,304,457千円(前連結会計年度比20.8%増)となりました。主な要因は、個人旅行事業につきましては、オンラインの利便性と「トラベル・コンシェルジュ」による接客対応を組合わせた「ハイブリッド戦略」が評価され、引続き主力商品である海外パッケージツアーの販売が好調に推移したこと、法人旅行事業とインバウンド旅行事業につきましても業績が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価及び売上総利益)

売上原価は、25,468,082千円(前連結会計年度比21.2%増)となりました。主な要因は、売上高の増加に伴うものであります。

これらの結果、売上総利益は3,836,375千円(前連結会計年度比18.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

販売費及び一般管理費は、3,513,273千円(前連結会計年度比11.0%増)となりました。主な要因は、人員の増強による人件費の増加と、中長期の収益力向上のためのシステム投資及びマーケティング強化による支払手数料等の増加によるものであります。

これらの結果、営業利益は323,102千円(前連結会計年度比294.1%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は25,002千円(前連結会計年度比535.5%増)、営業外費用は14,210千円(前連結会計年度比12.7%減)となりました。これは主に、為替差益を計上したこと及び支払手数料を計上したことによるものであります。

これらの結果、経常利益は333,894千円(前連結会計年度比379.5%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税等は、117,822千円(前連結会計年度比352.0%増)となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は203,879千円(前連結会計年度比422.4%増)となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金・設備資金については、主に自己資金により充当しております。当連結会計年度末の現金及び現金同等物は3,638,155千円となり、将来資金に対して十分な財源及び流動性を確保しております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループといたしましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のそれぞれの課題に適切かつ迅速に対処し事業を拡大していくことにより、当社グループのさらなる成長と発展を遂げてまいりたい所存です。

特に、現状のオンライン予約の利便性と「トラベル・コンシェルジュ」による旅行内容のカスタマイズとを組み合わせた「ハイブリッド戦略」を引き続き継続し事業基盤を強化していくと共に、常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、また優秀な人材の確保、育成、離職の抑止などを推進していくことにより、経営成績に重要な影響を与える要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2004年8月に、各国の航空会社で組織される国際的な民間団体であるIATA (International Air Transport Association : 国際航空運送協会)より公認旅客代理店(IATA PASSENGER SALES AGENT)としての認可を受け、IATAとの間でIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTを締結しております。IATAの公認代理店としての認可を受けることにより、当社は自社で国際線航空券の発券を行うことが可能となっております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、総額248,532千円の設備投資を実施しております。当連結会計年度中において実施した設備投資のうち主なものは、次のとおりです。

ソフトウェア自社開発費等	180,162千円
--------------	-----------

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 附属設備	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア		合計
本社 (東京都豊島区)	旅行業	事務所設備	66,979	2,392	5,902	4,951	233,724	313,949	233(73)
札幌支店 (北海道札幌市中央区)	旅行業	事務所設備	-	-	-	-	-	-	3
名古屋支店 (愛知県名古屋市中区)	旅行業	事務所設備	-	-	-	-	-	-	15(2)
大阪支店 (大阪府大阪市中央区)	旅行業	事務所設備	22,847	-	1,078	-	-	23,925	50(7)
福岡支店 (福岡県福岡市中央区)	旅行業	事務所設備	1,205	-	41	-	-	1,247	7(3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうちソフトウェアにはソフトウェア仮勘定が含まれております。
4. 従業員数は就業人員であり、人員数の(外書)は平均臨時従業員数を示しております。
5. 提出会社の上記本社・支店については建物を賃借しており、年間賃料(共益費を含む)は、本社114,113千円、札幌支店911千円、名古屋支店8,600千円、大阪支店28,470千円、福岡支店3,730千円であります。

(2) 在外子会社

在外子会社については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社 (東京都豊島区)	旅行業	基幹システム	200,000	151,000	自己資金 増資資金	2017年 4月	2019年 6月	(注)2
	本社 (東京都豊島区)	旅行業	販売・顧客管理 システム	200,000	42,600	自己資金 増資資金	2018年 5月	2020年 3月	(注)2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,683,400	4,690,600	東京証券取引所 マザーズ市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	4,683,400	4,690,600		

(注) 提出日現在発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2016年2月17日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	2016年2月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 159 [156]
新株予約権の数(個)	823 [787] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 164,600 [157,400] (注) 1、(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54 (注) 1、(注) 3
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54 (注) 1 資本組入額 27 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 2016年11月16日開催の取締役会決議により、2016年12月10日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の計算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

4. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下()から()までの期間ごとに、以下()から()に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

() 株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。

() 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。

() 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前()及び()で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは

は定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了又は定年退職の場合を除く。)、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下「反社会勢力等」という。)に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会の決議があった場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年2月16日 (注) 1	16,200	18,000		90,000		
2016年12月10日 (注) 2	1,782,000	1,800,000		90,000		
2017年4月17日 (注) 3	450,000	2,250,000	283,590	373,590	283,590	283,590
2017年5月17日 (注) 4	84,000	2,334,000	52,936	426,526	52,936	336,526
2017年10月1日 (注) 5	2,334,000	4,668,000		426,526		336,526
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 6	15,400	4,683,400	415	426,942	415	336,942

- (注) 1. 株式分割(1:10)によるものです。
 2. 株式分割(1:100)によるものです。
 3. 有償一般募集による増資(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 : 1,370円
 引受価格 : 1,260.40円
 資本組入額 : 1株につき630.20円
 4. 有償第三者割当による増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 発行価格 : 1,260.40円
 資本組入額 : 1株につき630.20円
 割当先 : 大和証券株式会社
 5. 株式分割(1:2)によるものです。
 6. 新株予約権の行使により増加しております。
 7. 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,200株、資本金が194千円および資本準備金が194千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数(人)		3	17	14	21	2	1,052	1,109	
所有株式数 (単元)		1,287	1,398	4,977	2,680	92	36,388	46,822	1,200
所有株式数 の割合(%)		2.75	2.99	10.63	5.72	0.20	77.71	100.00	

(注) 自己株式62株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自 己株式を除く。) の総数に対する 所有株式数の 割合(%)
高山 泰仁	東京都千代田区	2,547	54.39
株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	477	10.20
坂井 直樹	北海道札幌市中央区	175	3.74
野口 孝寿	東京都板橋区	141	3.03
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	99	2.11
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号)	66	1.43
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人株式会社三菱UF J銀行)	TAUNUSANLAGE 12, 60325 FRANKFURT, AMMAIN GERMANY (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	64	1.37
中野 清花	埼玉県富士見市	41	0.88
葛野 悦子	東京都板橋区	40	0.85
戸田 輝	東京都渋谷区	40	0.85
太田 耕一郎	東京都北区	40	0.85
前澤 弘基	神奈川県横浜市中区	40	0.85
舩渡川 崇	埼玉県戸田市	40	0.85
計	-	3,813	81.42

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,682,200	46,822	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,200		一単元(100株)未満の株式であります。
発行済株式総数	4,683,400		
総株主の議決権		46,822	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	23	47
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	62	-	62	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

一方で、当事業年度においては、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を優先したことから、配当を実施しておりません。

今後の株主への配当の実施につきましては、内部留保とのバランスを保ちつつ、財政状態及び経営成績等を勘案しながら、適切に判断してまいります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための設備投資や人材教育等に充当していく予定です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「国際交流の発展及び世界平和に貢献することと同時に、全従業員及び関係者の物心両面の充足と幸福を追求する」を経営理念に掲げ、当該経営理念に掲げられた姿を実現し、株主・従業員・お客様・取引先等のすべてのステークホルダーから信頼され、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。今後も、その時々での社会的要請や当社を取り巻く環境を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、事業活動における透明性と客観性の確保も経営管理体制の強化に不可欠であることから、適切な情報公開を行ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項の決定及び取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

当社では企業経営に深い知見を有する社外取締役を積極的に登用することにより、取締役会の活性化、経営判断の迅速性と高度化、取締役の業務執行に対する監督の実効性確保を図っております。

ロ．監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定及び監査実施結果の報告等を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会議を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役会は、会計に関する高い専門性を有する公認会計士1名と企業法務実務に精通した弁護士1名によって構成されており、会計及び法令遵守の両方の観点に基づく監査機能強化と実効性確保を図っております。

ハ．役員会

当社の役員会は、取締役、監査役、執行役員で構成されており、毎月1回の役員会を開催し、取締役会の委嘱事項及びその他経営上の課題に関し、審議又は決定を行っております。

役員会では、業務執行を担当する執行役員が業務執行の状況を適時に報告して参加者が審議することにより、業務執行の実情に即した迅速かつ的確な意思決定を確保しております。

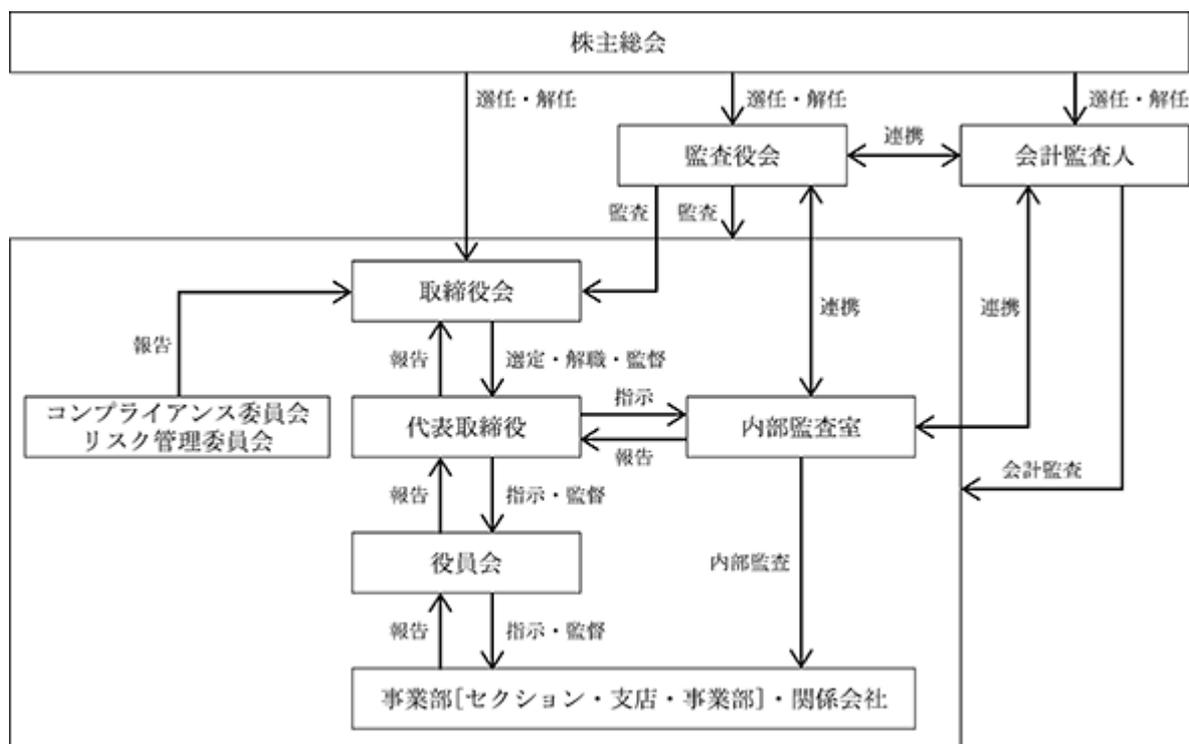
ニ．内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査室は、当社グループ全部署を対象に実地監査を行い、結果について代表取締役に報告するとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

内部監査室は、常勤監査役及び会計監査人と随時意見交換を行って、堅確な内部監査体制の構築と実施を図るとともに、監査役及び会計監査人による監査の実効性に寄与しております。

ホ．コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス活動及びリスク管理活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会をそれぞれ設置し、四半期に1回開催することで、それぞれの活動の改善及び向上を図っております。



内部統制システムの整備状況

当社は、以下の通り定める会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます）の基本方針に従い、体制を整備してまいります。

イ．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a．全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b．コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役に適宜報告する体制をとります。
- c．「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d．組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e．監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f．当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

八．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a．当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b．リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c．業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b．経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c．取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

ホ．当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a．当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b．当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c．当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。
- d．当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a．監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
- b．当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事(人事評価・異動等)について、監査役の同意を得るものとします。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
- b．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルプライン)による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a．監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
- b．監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。

c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

リ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

ヌ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

リスク管理体制の整備

当社は、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、徹底することでリスク発生の防止と適切な対応により、損失の最小化を図るよう努めております。また、当社は、当社の役員、従業員並びに派遣契約や業務委託契約等に基づき当社に常駐するすべての者が遵守すべき、コンプライアンスに関する基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上に努めております。

提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性等を管理しております。また、当社の内部監査室が「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しております。

支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役会長兼社長である高山泰仁は、支配株主に該当します。少数株主保護の観点から、支配株主と取引を行う場合は、取引理由、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

定款の定めにより取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。これは、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行えるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼社長	高山 泰仁	1969年10 月30日	1990年4月 株式会社グローバル航空入社 1992年4月 株式会社ツアーシステム코리아入社 1994年4月 当社入社 1996年5月 当社代表取締役 2014年11月 学校法人恭敬学園 理事(現任) 2015年6月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	(注)3	2,547,200
取締役 第2法人 営業本部長	雨宮 孝介	1953年12 月31日	1978年11月 株式会社グローバルトラベルサービス入社 1993年11月 株式会社マップインターナショナル入社 2006年10月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2017年7月 当社取締役執行役員法人営業本部長 2018年4月 当社取締役執行役員第2法人営業本部長 (現任)	(注)3	19,200
取締役 レジャー 統括本部長	葛野 悦子	1974年9 月16日	1995年4月 株式会社ATT学院入社 1996年6月 日本生命保険相互会社入社 1999年4月 大和生命保険相互会社入社 2000年3月 当社入社 2012年10月 当社統括マネージャ営業第2部大阪支店支 店長 2013年4月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役 2017年10月 当社取締役執行役員レジャー統括本部長 (現任)	(注)3	40,000
取締役 国際事業 本部長	前澤 弘基	1976年5 月10日	2000年4月 株式会社オリエントパシフィックエクス プレス入社 2003年1月 当社入社 2015年7月 当社執行役員第2営業本部長 2018年4月 当社執行役員第1営業本部長 2019年4月 当社執行役員第1営業本部長兼国際事業本 部長 2019年6月 当社取締役執行役員国際事業本部長(現任)	(注)3	40,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 CFO	菊池 直俊	1982年12月31日	2005年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2011年7月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社)入社 2016年1月 菊池公認会計士事務所代表(現任) 2016年5月 当社常勤監査役 2017年7月 株式会社Doktor 社外監査役(現任) 2018年6月 当社取締役CFO(現任)	(注)3	14,400
取締役 マーケティング・システム本部長	潮田 和則	1982年3月11日	2004年4月 バブ日立ソフト株式会社(現株式会社日立インフォメーションエンジニアリング)入社 2013年4月 当社入社 2014年4月 当社統括マネージャ内部監査室室長 2016年1月 当社執行役員内部監査室室長 2018年6月 当社取締役執行役員マーケティング・システム本部長(現任)	(注)3	9,000
取締役	戸田 輝	1975年5月28日	1998年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年9月 ポストンコンサルティンググループ入社 2008年7月 株式会社グロービス入社 2011年4月 株式会社ヴィアッジオ 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社取締役(現任)	(注)3	40,000
取締役	中尾 隆一郎	1964年5月15日	1989年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2003年4月 同社事業統括室エグゼクティブマネジャー 2004年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ マーケティングファンクション・ユニット長 2006年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス) 事業統括室カンパニーパートナー 2007年4月 同社すまいカンパニー 執行役員 2013年4月 株式会社リクルートテクノロジーズ 代表取締役社長 2016年4月 株式会社リクルートホールディングス リクルートHR研究機構 室長 2017年4月 同社リクルートワークス研究所 副所長 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年4月 株式会社FIXER 執行役員副社長 2019年1月 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)	山崎 暢久	1954年1月30日	1976年4月 協和発酵工業株式会社(現 協和発酵キリン株式会社)入社 2009年4月 同社執行役員 2009年6月 千代田開発株式会社(現 協和キリンプラス株式会社) 監査役 2009年6月 協和メデックス株式会社 監査役 2014年3月 協和発酵バイオ株式会社 監査役 2014年3月 協和発酵キリン株式会社 常勤監査役 2017年3月 同社特定監査役 2018年6月 当社常勤監査役(現任) 2019年3月 株式会社ルックホールディングス 社外監査役(現任)	(注)5	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	川合 弘毅	1978年11月1日	2002年4月 株式会社三井住友銀行入行 2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2011年7月 加和太建設株式会社入社 2011年10月 特定非営利活動法人クロスフィールズ 監事(現任) 2014年11月 やまと監査法人社員(現任) 2015年6月 当社監査役(現任) 2016年4月 加和太建設株式会社 取締役(現任) 2017年12月 gooddaysホールディングス株式会社 社外監査役(現任) 2018年1月 dely株式会社 監査役 2018年11月 株式会社レゴリス 社外取締役(現任)	(注) 4	
監査役	志村 直子	1974年6月5日	1999年4月 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 入所 2004年9月 ニューヨーク Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務 2005年9月 西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事務所)復職 2008年1月 西村あさひ法律事務所 パートナー(現任) 2016年5月 当社監査役(現任) 2018年6月 株式会社ミクシィ 社外取締役(現任) 2019年6月 日本信号株式会社 社外監査役(現任)	(注) 4	4,000
計					2,749,800

- (注) 1. 取締役戸田輝、中尾隆一郎の2名は、社外取締役であります。
2. 監査役山崎暢久、川合弘毅、志村直子の3名は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2016年12月9日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社の定款の定めにより、他の在籍監査役の任期の終了する時までであります。
6. 当社は、取締役会で行われた意思決定に基づく業務執行を迅速に行い、それぞれの組織機能における効率化を図ることで、市場環境の変化に迅速に対応できる体制を構築すべく執行役員制度を導入しております。取締役雨宮孝介氏、葛野悦子氏、前澤弘基氏、及び潮田和則氏は執行役員を兼務しております。提出日現在の取締役以外の執行役員は、5名で次のとおりであります。

職名	氏名
執行役員第1 法人営業本部長	石野 敏明
執行役員コーポレート本部長	岩田 静絵
執行役員第2 営業本部長	山田 有香
執行役員第3 営業本部長	上山 真矢
執行役員 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd.社長	中川 靖之

社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、牽制及び監視機能を強化しております。当社の社外取締役には、当社の意思決定及び経営方針に社外の公平な立場から意見を述べて頂くことを期待しております。また、当社の社外監査役には、金融・会計・法律知識等の高い見識に基づき、取締役の職務執行を監督することを期待しております。その詳細は次のとおりです。

社外取締役戸田輝氏は、経営コンサルタントとしての専門的な知識と幅広い業務経験から当社経営に対する助言及び意見を求めるべく、社外取締役として選任するものであります。なお、提出日現在、同氏は当社の株式及び新株予約権を所有しておりますが、その他の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外取締役中尾隆一郎氏は、株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役社長等を務めたことによる豊富な知識・経験と、主にシステム部門及びミドルマネジメント層の組織活性化・人材育成について専門的な知識と幅広い業務経験を有することから、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役山崎暢久氏は、協和発酵キリン株式会社において要職を歴任され、法務部門の執行役員や監査役の豊富な経験を有しており、監査役として現場実査に基づく確かな監査をしていただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役川合弘毅氏は、公認会計士として培われた高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は当社の新株予約権を所有しておりますが、その他の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役志村直子氏につきましては、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査していただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は当社の株式を所有しておりますが、その他の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員として職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提として判断しております。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携につきましては、(1) [コーポレート・ガバナンスの概要] コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び 内部統制システムの整備状況に記載のとおり、随時情報を共有して連携する体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会など重要な会議への出席や取締役会議事録や稟議書等の重要な文書の閲覧を通じて、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役直属の独立した部署である内部監査室が内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき、関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を毎期実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

百井 俊次

遠藤 正人

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等その他6名となっております。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、会計監査人の品質管理体制、独立性、および専門性等を総合的に勘案し問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運用が期待できることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の方針を定めております。

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が発行する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っております。その結果、EY新日本有限責任監査法人による監査が適切であると判断し、再任を決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,215	1,500	21,210	
連結子会社				
計	19,215	1,500	21,210	

b. その他の重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日程、当社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案し、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額をもとに当社と監査法人の両者協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、2015年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。

監査役の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務等を勘案し、2015年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額300,000千円の範囲で、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	43,980	43,980	-	-	7
社外取締役	12,300	12,300	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外監査役	12,450	12,450	-	-	4

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額（千円）	使用人兼務役員（名）	内容
32,070	4	使用人としての給与

- (5) 【株式の保有状況】
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携やディスクロージャー支援会社等から情報の提供を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,163,373	3,689,155
受取手形及び売掛金	459,952	879,000
割賦売掛金	105,034	82,031
旅行前払金	686,010	1,225,114
その他	145,598	179,155
貸倒引当金	632	1,166
流動資産合計	3,559,336	6,053,290
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	56,839	91,031
車両運搬具（純額）	3,591	7,553
リース資産（純額）	18,223	5,041
その他（純額）	8,201	7,651
有形固定資産合計	1 86,855	1 111,278
無形固定資産		
無形固定資産	126,612	243,441
投資その他の資産		
長期貸付金	4,876	4,876
繰延税金資産	47,305	57,620
差入保証金	179,518	192,990
その他	179,088	245,034
貸倒引当金	4,876	4,876
投資その他の資産合計	405,912	495,645
固定資産合計	619,380	850,364
資産合計	4,178,717	6,903,655

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	456,119	775,179
短期借入金	-	6,512
リース債務	14,376	5,503
未払法人税等	39,830	120,215
旅行前受金	2,087,248	4,141,466
賞与引当金	103,765	122,273
その他	211,023	255,304
流動負債合計	2,912,363	5,426,455
固定負債		
リース債務	5,503	-
資産除去債務	28,893	32,352
その他	38,244	37,462
固定負債合計	72,641	69,815
負債合計	2,985,005	5,496,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	426,526	426,942
資本剰余金	336,526	336,942
利益剰余金	415,907	619,787
自己株式	36	83
株主資本合計	1,178,925	1,383,589
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	655	172
為替換算調整勘定	15,442	17,299
その他の包括利益累計額合計	14,787	17,472
非支配株主持分	-	6,323
純資産合計	1,193,712	1,407,384
負債純資産合計	4,178,717	6,903,655

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	24,257,620	29,304,457
売上原価	21,010,640	25,468,082
売上総利益	3,246,979	3,836,375
販売費及び一般管理費	1 3,165,005	1 3,513,273
営業利益	81,974	323,102
営業外収益		
受取利息	35	56
受取配当金	4	0
為替差益	-	22,935
受取補償金	1,910	370
助成金収入	500	150
受取手数料	864	754
その他	619	734
営業外収益合計	3,934	25,002
営業外費用		
支払利息	600	1,426
支払保証料	2,475	2,027
為替差損	552	-
株式交付費	4,021	-
支払手数料	7,862	7,670
解約違約金	-	1,500
その他	760	1,585
営業外費用合計	16,272	14,210
経常利益	69,636	333,894
特別損失		
減損損失	2 4,540	2 6,736
特別損失合計	4,540	6,736
税金等調整前当期純利益	65,095	327,157
法人税、住民税及び事業税	44,033	128,314
法人税等調整額	17,966	10,491
法人税等合計	26,067	117,822
当期純利益	39,028	209,334
非支配株主に帰属する当期純利益	-	5,454
親会社株主に帰属する当期純利益	39,028	203,879

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	39,028	209,334
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	10,689	828
為替換算調整勘定	3,554	3,077
その他の包括利益合計	1 7,134	1 3,905
包括利益	46,163	213,239
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	46,163	207,784
非支配株主に係る包括利益	-	5,454

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,000	-	376,879	-	466,879
当期変動額					
新株の発行	336,526	336,526			673,053
新株の発行 (新株予約権の行使)					-
親会社株主に帰属する 当期純利益			39,028		39,028
自己株式の取得				36	36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	336,526	336,526	39,028	36	712,045
当期末残高	426,526	336,526	415,907	36	1,178,925

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,345	18,997	7,652	-	474,531
当期変動額					
新株の発行			-		673,053
新株の発行 (新株予約権の行使)			-		-
親会社株主に帰属する 当期純利益			-		39,028
自己株式の取得			-		36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,689	3,554	7,134	-	7,134
当期変動額合計	10,689	3,554	7,134	-	719,180
当期末残高	655	15,442	14,787	-	1,193,712

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	426,526	336,526	415,907	36	1,178,925
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行 (新株予約権の行使)	415	415			831
親会社株主に帰属する 当期純利益			203,879		203,879
自己株式の取得				47	47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	415	415	203,879	47	204,663
当期末残高	426,942	336,942	619,787	83	1,383,589

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	655	15,442	14,787	-	1,193,712
当期変動額					
新株の発行			-		-
新株の発行 (新株予約権の行使)			-		831
親会社株主に帰属する 当期純利益			-		203,879
自己株式の取得			-		47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	828	1,857	2,685	6,323	9,008
当期変動額合計	828	1,857	2,685	6,323	213,672
当期末残高	172	17,299	17,472	6,323	1,407,384

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	65,095	327,157
減価償却費	53,152	65,396
減損損失	4,540	6,736
受取利息及び受取配当金	40	57
支払利息及び支払保証料	3,075	3,454
為替差損益(は益)	763	607
売上債権の増減額(は増加)	127,937	388,155
旅行前払金の増減額(は増加)	17,448	537,965
仕入債務の増減額(は減少)	99,876	312,789
旅行前受金の増減額(は減少)	442,467	2,047,150
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	534
賞与引当金の増減額(は減少)	45,163	18,508
預け金の増減額(は増加)	108	355
その他	53,747	11,597
小計	622,342	1,866,894
利息及び配当金の受取額	40	57
利息及び保証料の支払額	5,964	2,312
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	27,267	47,346
営業活動によるキャッシュ・フロー	589,151	1,817,292
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	75,319	196,884
資産除去債務の履行による支出	-	1,988
差入保証金の差入による支出	13,007	14,894
差入保証金の回収による収入	42,879	2,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2 3,363
敷金の差入による支出	24,806	21,766
その他	89	50,935
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,342	281,105
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	-	2,060
リース債務の返済による支出	22,690	14,376
株式の発行による収入	669,032	-
ストックオプションの行使による収入	-	831
自己株式の取得による支出	36	47
その他	838	112
財務活動によるキャッシュ・フロー	645,467	15,765
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,453	138
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,162,823	1,520,282
現金及び現金同等物の期首残高	955,050	2,117,873
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,117,873	1 3,638,155

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

ALOHA 7, INC.

Tabikobo Vietnam Co. Ltd.

PT. Ramayana Tabikobo Travel

PT. Ramayana Tabikobo Travelは2018年8月24日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelの決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備	6年～15年
・車両運搬具	6年
・工具、器具及び備品	3年～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価は、出発日基準にて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨に換算しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

3年間の定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

適用予定日

適用時期については、2022年3月期期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」38,642千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」47,305千円に含めて表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「敷金の差入による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 24,895千円は、「敷金の差入による支出」 24,806千円、「その他」 89千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	174,730千円	145,492千円

2. 当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	2,200,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	-	-千円
差引額	2,200,000千円	2,300,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	1,277,273千円	1,312,630千円
賞与引当金繰入額	103,765千円	122,273千円
広告宣伝費	398,895千円	404,229千円
減価償却費	53,152千円	65,396千円
支払手数料	335,058千円	526,379千円

2 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失
遊休資産	名古屋支店	建物附属設備	3,453千円
遊休資産	福岡支店	建物附属設備	1,087千円

当社グループは、事業用資産は支店等を最小単位としてグルーピングを行っております。

当社名古屋支店、福岡支店において、不要資産を撤去する意思決定を行いました。これに伴い、遊休資産となるものについて、帳簿価額の全額を減損損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	札幌支店	建物附属設備	597千円
事業用資産	名古屋支店	建物附属設備	6,096千円
事業用資産	名古屋支店	工具、器具及び備品	41千円

当社グループは、事業用資産は支店等を最小単位としてグルーピングを行っております。

事業用資産につきましては、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	15,461	1,193
組替調整額	-	-
税効果調整前	15,461	1,193
税効果額	4,772	365
繰延ヘッジ損益	10,689	828
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,554	3,077
その他の包括利益合計	7,134	3,905

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,800,000	2,868,000	-	4,668,000

(変動事由の概要)

公募増資による増加	450,000株
第三者割当増資による増加	84,000株
株式分割による増加	2,334,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	-	39	-	39

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	39株
-----------------	-----

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,668,000	15,400	-	4,683,400

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加	15,400株
----------------------	---------

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	39	23	-	62

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	23株
-----------------	-----

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	2,163,373千円	3,689,155千円
預入期間が3か月を超える定期預金	45,500千円	51,000千円
現金及び現金同等物	2,117,873千円	3,638,155千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにPT. Ramayana Tabikobo Travelを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	21,954 千円
固定資産	189 千円
のれん	11,134 千円
流動負債	11,192 千円
固定負債	8,321 千円
為替換算調整勘定	1,752 千円
非支配株主持分	868 千円
株式の取得価額	14,650 千円
現金及び現金同等物	18,013 千円
差引：取得による収入	3,363 千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主としてオフィス関連設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ

会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。

市場リスクの管理

当社グループは、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務経理セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,163,373	2,163,373	-
(2) 受取手形及び売掛金	459,952	459,952	-
(3) 割賦売掛金	105,034	105,034	-
資産計	2,728,359	2,728,359	-
(1) 買掛金	456,119	456,119	-
負債計	456,119	456,119	-
デリバティブ取引	945	945	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,689,155	3,689,155	-
(2) 受取手形及び売掛金	879,000	879,000	-
(3) 割賦売掛金	82,031	82,031	-
資産計	4,650,188	4,650,188	-
(1) 買掛金	775,179	775,179	-
負債計	775,179	775,179	-
デリバティブ取引	248	248	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金

割賦売掛金は、顧客の信用リスクの変動の影響を受けないと考えられることから、一定の期間ごとに区分した割賦売掛金ごとに満期までの期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
差入保証金	179,518	192,990

差入保証金については、償還予定時期を合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,163,373	-	-	-
受取手形及び売掛金	459,952	-	-	-
割賦売掛金	90,411	14,622	-	-
合計	2,713,736	14,622	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,689,155	-	-	-
受取手形及び売掛金	879,000	-	-	-
割賦売掛金	72,735	9,296	-	-
合計	4,640,891	9,296	-	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引	買掛金			
	買建				
	米ドル		106,640	-	811
	ユーロ		15,799	-	133
	合計		122,439	-	945

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引	買掛金			
	買建				
	米ドル		110,220	-	206
	ユーロ		18,649	-	41
	合計		128,869	-	248

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年12月10日に1株を100株とする株式分割、2017年10月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員226名
株式の種類及び付与数	普通株式 194,600株
付与日	2016年3月17日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(2018年4月1日)まで継続して当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。
対象勤務期間	2016年3月17日～2018年3月31日
権利行使期間	2018年4月1日～2026年2月7日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月17日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	180,000
付与	
失効	
権利確定	180,000
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	180,000
権利行使	15,400
失効	
未行使残	164,600

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月17日
権利行使価格(円)	54
行使時平均株価(円)	1,172
付与日における公正な評価単価(円)	

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 357,675千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 17,217千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	31,772千円	36,915千円
為替予約	289千円	- 千円
資産除去債務	9,456千円	9,906千円
のれん	4,335千円	4,049千円
長期未払金	6,623千円	6,418千円
未払事業税	4,651千円	8,070千円
その他	10,598千円	16,712千円
繰延税金資産小計	67,727千円	82,073千円
評価性引当額	14,087千円	19,004千円
繰延税金資産合計	53,640千円	63,068千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する有形固定資産	5,733千円	5,170千円
特別償却準備金	601千円	201千円
その他	- 千円	76千円
繰延税金負債合計	6,334千円	5,448千円
繰延税金資産純額	47,305千円	57,620千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6%	0.3%
住民税均等割	3.2%	0.6%
留保金課税	4.8%	6.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6%	- %
法人税等還付税額	6.9%	- %
評価性引当額の増減	0.7%	1.5%
賃上げ・生産性向上のための税制の適用による税額控除	- %	3.3%
その他	0.7%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.0%	36.0%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、(調整)の「その他」に含めて表示しておりました「評価性引当額の増減」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この変更を反映させるため前連結会計年度の主要な項目別の内訳の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「その他」として表示しておりました 0.0%は、「評価性引当額の増減」0.7%、「その他」 0.7%として組み替えております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 PT. Ramayana Tabikobo Travel

事業の内容 旅行業

企業結合を行った主な理由

当社は、成長戦略として海外展開の強化を掲げ、海外から日本国内へのインバウンド需要の拡大及び新興国における旅行需要の増加をみすえ、日本国外での事業拠点の拡大と海外ネットワークの充実により、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得を推進しております。

当社では、成長著しい東南アジアを有望な市場と認識しております。特にインドネシアは日本の約5倍の面積に約2.55億人が居住するASEAN随一の大国であり、同国の2005年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機の影響を受けた2009年を除き、5%後半～6%台という高い成長率を達成しております。また、2017年の訪日インドネシア人は約35万人となっており、2015年より3年連続で前年比30%前後の高い伸び率での増加を記録しております。

対象会社は、インドネシア共和国バリ州を拠点に、8か所のリゾートホテルを所有し、200店舗を超えるコンビニエンスストア、20店舗を超えるスーパーマーケット、レストラン、スパ、食品加工業等の事業を幅広く展開しているRamayanaグループの旅行部門であります。当社は、対象会社の子会社化により当社が有する旅行業のライセンスを活かし、日本からインドネシアへの送客だけではなく、インドネシアから日本への訪日客需要の獲得や今後の成長が見込まれるインドネシアから日本以外の第三国への旅行需要等、インドネシア国内での旅行事業を展開して現地需要を取り込むことを目指しております。また、Ramayanaグループが有する他の事業やネットワークとの連携により、将来的には旅行以外の関連事業での収益拡大も検討しており、今後の当社の成長戦略にも資するものと考えております。

企業結合日

2018年8月24日の株式取得により当社の連結子会社となりました。なお、2018年6月30日をみなし取得日としており、みなし取得日に株式取得が行われたものとして会計処理をしております。

企業結合の法的形式

現金による株式取得

結合後企業の名称

PT. Ramayana Tabikobo Travel

取得した議決権比率

67%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の67%を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は連結決算日と3ヶ月の差異があり、企業結合のみなし取得日を2018年6月30日としていることから、2018年7月1日から2018年12月31日までの業績を含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	14,650 千円
取得原価		14,650 千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 11,826千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
の金額

11,134千円

発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

3年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	21,954 千円
固定資産	189 千円
資産合計	22,143 千円
流動負債	11,192 千円
固定負債	8,321 千円
負債合計	19,513 千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす

影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を15年と見積り、割引率は 0.0% ~ 1.2% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	30,584千円	30,882千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	3,490千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	2,209千円
時の経過による調整額	190千円	188千円
その他の増減額(は減少額)	107千円	- 千円
期末残高	30,882千円	32,352千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは旅行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは旅行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	255.72	299.16
1株当たり当期純利益(円)	8.53	43.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	8.22	42.16

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 当社は、2017年4月18日に東京証券取引所マザーズへ上場しましたため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	39,028	203,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	39,028	203,879
普通株式の期中平均株式数(株)	4,572,920	4,678,205
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	172,909	157,795
(うち新株予約権(株))	(172,909)	(157,795)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2019年5月31日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年6月28日開催予定の第25回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。

(1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役及び監査役(以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値及び株主価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2)本制度の導入条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2015年6月26日開催の第21回定時株主総会において、取締役の報酬等の額は年額500,000千円以内(ただし、使用

人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、監査役の報酬等の額は年額300,000千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、いずれも当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3)本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象役員に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、取締役につき年額50,000千円以内(うち社外取締役分は年額10,000千円以内)、監査役につき年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年50千株以内(うち社外取締役分は年10千株以内)、監査役につき年30千株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は3年間以上で当社取締役会が定める期間又は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については監査役の協議によって決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	6,512	5.811	
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	
1年以内に返済予定のリース債務	14,376	5,503	1.367	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	5,503	-	-	
その他有利子負債	-	-	-	
合計	19,880	12,015		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

(当連結会計年度における四半期情報等)

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,567,793	14,535,821	21,588,736	29,304,457
税金等調整前 四半期(当期)純利益又は 税金等調整前 四半期純損失() (千円)	96,664	189,061	264,956	327,157
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	68,511	117,288	165,721	203,879
1株当たり四半期(当期) 純利益又は 1株当たり四半期 純損失() (円)	14.67	25.09	35.43	43.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	14.67	39.70	10.35	8.15

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年5月31日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年6月28日開催予定の第25回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。また、本株主総会において、本制度を決議いたしました。

内容については、「(1)連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,130,645	3,592,620
受取手形	2,000	-
売掛金	453,578	868,793
割賦売掛金	105,034	82,031
旅行前払金	685,446	1,216,908
前払費用	60,218	60,447
その他	1 79,767	1 122,063
貸倒引当金	632	1,166
流動資産合計	3,516,058	5,941,699
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	56,839	91,031
車両運搬具	3,591	2,392
工具、器具及び備品	8,167	7,022
リース資産	17,930	4,951
有形固定資産合計	86,528	105,398
無形固定資産		
ソフトウェア	73,338	218,599
ソフトウェア仮勘定	52,575	15,125
無形固定資産合計	125,913	233,724
投資その他の資産		
関係会社株式	3,455	29,399
長期貸付金	4,876	4,876
長期前払費用	1,821	1,217
繰延税金資産	42,969	53,571
差入保証金	167,171	176,980
その他	175,624	242,825
貸倒引当金	4,876	4,876
投資その他の資産合計	391,042	503,994
固定資産合計	603,484	843,117
資産合計	4,119,542	6,784,816

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 468,978	1 763,215
リース債務	14,376	5,503
未払金	90,847	140,992
未払費用	56,835	50,172
未払法人税等	38,990	118,827
旅行前受金	2,087,090	4,129,272
預り金	52,816	50,643
賞与引当金	103,765	120,561
その他	6,066	4,691
流動負債合計	2,919,767	5,383,880
固定負債		
リース債務	5,503	-
資産除去債務	28,893	32,352
その他	38,132	37,462
固定負債合計	72,529	69,815
負債合計	2,992,296	5,453,695
純資産の部		
株主資本		
資本金	426,526	426,942
資本剰余金		
資本準備金	336,526	336,942
資本剰余金合計	336,526	336,942
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,208	301
繰越利益剰余金	363,675	566,845
利益剰余金合計	364,884	567,146
自己株式	36	83
株主資本合計	1,127,901	1,330,948
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	655	172
評価・換算差額等合計	655	172
純資産合計	1,127,245	1,331,120
負債純資産合計	4,119,542	6,784,816

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
売上高	24,221,943	29,085,116
売上原価	1 21,070,314	1 25,377,510
売上総利益	3,151,628	3,707,606
販売費及び一般管理費	1, 2 3,082,200	1, 2 3,392,582
営業利益	69,428	315,024
営業外収益		
受取利息	24	1 153
受取配当金	4	0
為替差益	-	22,050
受取補償金	1,910	370
助成金収入	500	150
受取手数料	864	304
その他	619	608
営業外収益合計	3,923	23,638
営業外費用		
支払利息	600	1,009
支払保証料	2,475	2,027
為替差損	539	-
株式交付費	4,021	-
支払手数料	7,862	7,670
解約違約金	-	1,500
その他	505	1,578
営業外費用合計	16,005	13,785
経常利益	57,346	324,876
特別損失		
減損損失	4,540	6,736
特別損失合計	4,540	6,736
税引前当期純利益	52,805	318,140
法人税、住民税及び事業税	41,713	126,844
法人税等調整額	21,011	10,967
法人税等合計	20,702	115,877
当期純利益	32,103	202,262

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	90,000	-	-	2,539	330,241	332,780	-	422,780	
当期変動額									
新株の発行	336,526	336,526	336,526			-		673,053	
新株の発行 (新株予約権の行使)			-			-		-	
特別償却準備金の取崩			-	1,330	1,330	-		-	
当期純利益			-		32,103	32,103		32,103	
自己株式の取得			-			-	36	36	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-			-		-	
当期変動額合計	336,526	336,526	336,526	1,330	33,434	32,103	36	705,120	
当期末残高	426,526	336,526	336,526	1,208	363,675	364,884	36	1,127,901	

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,345	11,345	411,435
当期変動額			
新株の発行		-	673,053
新株の発行 (新株予約権の行使)		-	-
特別償却準備金の取崩		-	-
当期純利益		-	32,103
自己株式の取得		-	36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,689	10,689	10,689
当期変動額合計	10,689	10,689	715,810
当期末残高	655	655	1,127,245

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	426,526	336,526	336,526	1,208	363,675	364,884	36	1,127,901	
当期変動額									
新株の発行			-			-		-	
新株の発行 (新株予約権の行使)	415	415	415			-		831	
特別償却準備金の取崩			-	907	907	-		-	
当期純利益			-		202,262	202,262		202,262	
自己株式の取得			-			-	47	47	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-			-		-	
当期変動額合計	415	415	415	907	203,170	202,262	47	203,046	
当期末残高	426,942	336,942	336,942	301	566,845	567,146	83	1,330,948	

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	655	655	1,127,245
当期変動額			
新株の発行		-	-
新株の発行 (新株予約権の行使)		-	831
特別償却準備金の取崩		-	-
当期純利益		-	202,262
自己株式の取得		-	47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	828	828	828
当期変動額合計	828	828	203,874
当期末残高	172	172	1,331,120

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備	6年～15年
・車両運搬具	6年
・工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上していません。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価は、出発日基準にて計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(単体簡素化に伴う財規第127条の適用および注記の免除等に係る表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」38,642千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」42,969千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	1,855千円	10,990千円
短期金銭債務	65,422千円	64,143千円

2 当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	2,200,000千円	2,300,000千円
借入未実行残高	-千円	-千円
差引額	2,200,000千円	2,300,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高	861,605千円	896,904千円
営業取引以外の取引による取引高	千円	120千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	1,240,839千円	1,270,829千円
賞与引当金繰入額	103,765千円	120,561千円
広告宣伝費	398,292千円	403,344千円
減価償却費	52,577千円	63,765千円
支払手数料	332,421千円	509,896千円
おおよその割合		
販売費	82%	84%
一般管理費	18%	16%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。
(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	3,455	29,399

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	31,772千円	36,915千円
為替予約	289千円	- 千円
資産除去債務	9,456千円	9,906千円
長期未払金	6,623千円	6,418千円
未払事業税	4,651千円	8,070千円
未払事業所税	1,103千円	1,266千円
その他	9,494千円	15,445千円
繰延税金資産小計	63,391千円	78,023千円
評価性引当額	14,087千円	19,004千円
繰延税金資産合計	49,302千円	59,019千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する有形固定資産	5,733千円	5,170千円
特別償却準備金	601千円	201千円
その他	- 千円	76千円
繰延税金負債合計	6,334千円	5,448千円
繰延税金資産純額	42,969千円	53,571千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「未払事業所税」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」に表示していた10,598千円は、「未払事業所税」1,103千円、「その他」9,494千円として組み替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.6%	0.3%
住民税均等割	4.0%	0.6%
留保金課税	5.9%	6.5%
法人税等還付税額	8.5%	- %
評価性引当額の増減	0.9%	1.5%
賃上げ・生産性向上のための税制の適用による税額控除	- %	3.4%
その他	0.5%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	36.4%

(表示方法の変更)

前事業年度において、(調整)の「その他」に含めて表示しておりました「評価性引当額の増減」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この変更を反映させるため前事業年度の主要な項目別の内訳の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において「その他」として表示しておりました1.4%は、「評価性引当額の増減」0.9%、「その他」0.5%として組み替えております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2019年5月31日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案は2019年6月28日開催の第25回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)にて承認可決いただいております。

(1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役及び監査役(以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値及び株主価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入いたします。

(2)本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象役員に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、取締役につき年額50,000千円以内(うち社外取締役分は年額10,000千円以内)、監査役につき年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年50千株以内(うち社外取締役分は年10千株以内)、監査役につき年30千株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は3年間以上で当社取締役会が定める期間又は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については監査役の協議によって決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額 (千円)
有形固定資産	建物附属設備	56,839	51,507	6,694 (6,694)	10,620	91,031	44,644
	車両運搬具	3,591	-	-	1,199	2,392	12,629
	工具、器具及び備品	8,167	2,962	41 (41)	4,065	7,022	39,857
	リース資産	17,930	-	-	12,978	4,951	32,186
	計	86,528	54,470	6,736 (6,736)	28,863	105,398	129,318
無形固定資産	ソフトウェア	73,338	180,162	-	34,902	218,599	65,143
	ソフトウェア仮勘定	52,575	13,900	51,350	-	15,125	-
	計	125,913	194,062	51,350	34,902	233,724	65,143

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
 ソフトウェア 新基幹システム 176,237千円
 3. ソフトウェア仮勘定の当期減少額は、ソフトウェアへの振替額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,508	1,166	632	6,042
賞与引当金	103,765	120,561	103,765	120,561

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年5月31日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年6月28日開催予定の第25回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。また、本株主総会において、本制度を決議いたしました。

内容については、「(1) 財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.tabikobo.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその確認書

事業年度 第24期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年8月10日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月28日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出。

第25期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月9日関東財務局長に提出。

第25期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月8日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2019年2月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社旅工房
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 正 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旅工房の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社旅工房
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 正 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旅工房の2018年4月1日から2019年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。